

シンガポール共和国下級裁判所

離婚判決確定証明書  
離婚仮判決確定証明書

離婚番号：

原告：

(旅券・身分証明書番号： )

被告：

(旅券・身分証明書番号： )

年 月 日に成立した婚姻解消仮判決によれば、

年 月 日シンガポール共和国結婚登録所において成立した

原告

\_\_\_\_\_ (旅券・身分証明書番号： ) と

被告

\_\_\_\_\_ (旅券・身分証明書番号： ) の

婚姻は、婚姻解消仮判決日から3ヶ月以内に同仮判決が確定されるべきでない

という十分な根拠が当裁判所に提示されない限り解消されるものである。

今般、そのような根拠が提示されなかったことにより、

年 月 日をもって婚姻解消仮判決が最終的に確定し、

本件婚姻が解消されたことを証明する。

登録日： 年 月 日

登録官氏名：

翻訳者：